

## 法文化学会第21回研究大会ご案内

拝啓

涼しさの増すこの頃であります、会員の皆様におかれましては益々ご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

さて、かねてよりニューズレターを通してお知らせ致しておりました法文化学会第21回研究大会を、下記の要領にて開催致しますので、皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご参集賜りますようご案内申し上げます。

敬具

法文化学会第21回研究大会準備委員会

2018年10月5日

記

**日時**：2018年11月17日（土）10：00開始

**場所**：桜美林大学町田キャンパス・サレンバーガー館1101教室

**住所**：〒194-0294 東京都町田市常盤町3758

**昼食**：当日お弁当を販売いたしますが、数に限りがございますので、ご了解ください。なお、大学周辺には複数のコンビニエンスストアやファストフード店があります。

**懇親会**：桜美林大学町田キャンパス・崇貞館（すうていかん）1階「桜カフェ」

**大会参加費**：1,000円

**懇親会費**：5,000円

※ 参加費は、当日受付にてお支払い下さい。なお学会費に未納のある方は、受付時に学会費もお納め下さいましたら幸いです。

※ 懇親会費は懇親会会場にて申し受けます。

**連絡先**：大会準備責任者・出口雄一（[ydeguchi@toin.ac.jp](mailto:ydeguchi@toin.ac.jp)：045-974-5018・研究室直通）までお願いします。

※本研究大会についてのお問い合わせは、開催前までに、上記のところまでお願い申し上げます。当日のやむを得ないご連絡については、090-5453-8746（出口携帯）までお願いいたします。

## 大会日程表

(11月17日(土)、桜美林大学町田キャンパス・サレンバーガー館1101教室)

10:00～10:05 開会挨拶・開催校挨拶

### テーマ報告「戦争と占領の法文化」

10:05～10:10 趣旨説明 : 出口雄一(桐蔭横浜大学)

10:10～11:05 テーマ報告①: 藤原 凜(函館大学)  
「朝鮮総督府の植民地政策と韓国の法文化」

11:05～12:00 テーマ報告②: 出口雄一(桐蔭横浜大学)  
「占領管理体制と軍事占領裁判所——その運用と法的位置づけ」

<12:00～13:00 昼休み(理事会開催)>

13:00～13:55 テーマ報告③: 明石欽司(九州大学)  
「戦争と国際法、そして法文化——日本における戦争法の「受容」を題材として」

13:55～14:50 テーマ報告④: 大中 真(桜美林大学)  
「20世紀初頭の国際法史学説——日・英・米の比較の視点から」

<14:50～15:20 休憩>

15:20～17:00 問題提起・コメント及び総合討論

15:20～15:50 問題提起(テーマ報告⑤): 滝澤美佐子(桜美林大学)  
「国際連合による暫定行政と移行期における法関係——東ティモールを例に」

15:50～16:10 コメント: 加藤朗(桜美林大学)

16:10～17:00 総合討論

17:00～17:25 総会

17:25～17:30 閉会挨拶

<18:00～懇親会>

## 法文化学会第 21 回研究大会報告要旨

### テーマ報告①

#### 朝鮮総督府の植民地政策と韓国の法文化

藤原 凜(函館大学)

戦後の韓国において、国民の選挙を経て構成された国会が初の刑法典を制定・公布するのは 1953 年である。それまでには、日本が韓国を併合する過程、及び帝国主義支配の確立に伴って適用された植民地治安法が、実質的に韓国社会を規律してきた。すなわち、1876 年の『日朝修好條規』に始まった韓国の併合過程で押し付けられた数々の条約や法令、並びに韓国の併合を受け、1912 年の朝鮮刑事令で依用された日本の刑事法が現代の韓国刑事法の母体となり、かかる状況は米軍占領時代も大きな変化は見られなかった。

朝鮮総督府の植民地政策の特徴は、刑事法とりわけ死刑制度に端的に現れる。植民地支配を確立するための治安維持、植民地基盤を確立するための支配強化、植民地支配を円滑化するための欺瞞と兵占基地化のための徹底した収奪という支配目的の変遷に伴い、その統治目的に忠実な法の制定と適用が貫徹されてきた。こうして確立した「軍事的政治的死刑」の特質は、建国後の刑事法体系と死刑制度に多大な影響を及ぼすこととなる。

本報告では、朝鮮総督府時代の法制定権及び法執行権の帰属主体の移り変わりに伴う、主要な刑事法の立法目的・条文構成・司法運用上の特徴を考察し、必然的に付与されたこの時期の死刑制度の宿命性格と、長らく韓国社会に残される法文化の抽出を試みる。

### テーマ報告②

#### 占領管理体制と軍事占領裁判所——その法的位置づけと運用

出口雄一(桐蔭横浜大学)

第二次世界大戦後の日本は、7 年余りにわたる連合国による占領管理体制の下に置かれたが、その下では、連合国人や占領軍関係者が関わる日本側の裁判権は民事・刑事ともに制限されており、いわば「治外法権」の状態であった。とりわけ、占領軍関係者の安全に対する有害な行為等を管轄する「軍事占領裁判所 (Military Occupation Court)」は、連合国最高司令官等の司令に対する違反行為を日本側の裁判所における特別刑法犯として取り扱うことを命じる「占領目的に有害な行為 (占領目的阻害行為)」という類型と共に、占領管理体制の重層的な法的構造を支える場となっていた。

戦犯裁判とも軍法会議とも異なる軍事占領裁判所の運用に関しては、主として史料上の制約から、必ずしも明らかでないところが多い。そこで本報告においては、アメリカ国立公文書館において収集した史料を用いて、アメリカ太平洋陸軍 (極東軍) 第 1 軍団の司令

部が置かれた京都の事例を中心に軍事占領裁判所の運用の一端を紹介し、併せて、同裁判所の判決が刑法第5条において規定された「外国裁判」にあたるかどうか争われた判例を通じて、その国際法・国内法上の位置づけについての検討を試みる。また、これらの作業を通じて、戦後日本において「占領」がいかに語られてきたか、という問題についても視野を広げることとしたい。

### テーマ報告③

#### 戦争と国際法、そして法文化——日本における戦争法の「受容」を題材として

明石欽司(九州大学)

幕末期における日本人の国際法との接触は、西洋的な法観念の日本人による受容過程の始点であった。そして、それは同時に、日本人の西洋的法文化との接触とその理解の始点であったと言い得る。但し、その新たな「文化接触」とは当時の国際関係の現実を反映した「非対称的な接触」であり、また、その「国際法」とは「欧州公法」という歴史的な性格を強く帯びた規範であった。そのような実態にも拘らず、当時の日本の外交担当者及び識者は、国際法を拒絶することなく、むしろ積極的に「継受」・「受容」し、日本による国際法の「受容」は幕末・維新时期、更には明治・大正期を通じて（少なくとも、表面上は）成功裡に為された。そして、その「成功」への過程において重要な意義を有した出来事の一つが、日清・日露戦争期における日本政府の対応であった。

以上のような歴史的経緯（乃至は歴史認識）を背景として、本報告では、日本における国際法の受容過程、特に、日清・日露戦争期の日本の「法律家」による戦争法遵守を巡る「対外発信」活動を検証しつつ、国際法学において「法文化」を論ずることの本質的意義について考察することとしたい。

### テーマ報告④

#### 20世紀初頭の国際法史学説——日・英・米の比較の視点から

大中 真(桜美林大学)

本大会のテーマは「戦争と占領の法文化」であるが、20世紀初頭の世界は各地で戦争とその結果としての占領が行われ、日本も例外ではなかった。未だ「文明国標準 (standard of civilization)」が自明であった当時の国際関係において、国際法の理解と遵守は日本のような新興国にとっては最重要課題の1つであり、他方で欧米諸国の、特に国際法学者たちは、文明国の法たる国際法による平和が可能であると強く期待していた。本報告は、第一次世界大戦前夜のこの時期に焦点を当て、日・英・米3カ国を代表する国際法学者を取

り上げる。日本の高橋作衛、イギリスのオッペンハイム、アメリカのスコットの3人が国際法の発展の流れ、つまり国際法史に対してどのような理解をしており、また3人が知的にどのように繋がっていたのかを探る試みである。高橋が運営に尽力した日本国際法学会と国際法外交雑誌、その活動をカーネギー国際平和財団として支援したスコット、さらにオッペンハイムの国際法史理解がスコット編纂の国際法古典叢書に与えた影響、そしてオッペンハイムが高橋と直接交流していたことを報告では辿ってゆく。最後に、こうした国際法史の流れが英国学派の国際関係論へと繋がり、現在にまで至っていることにも言及したい。

## テーマ報告⑤

### 国際連合による暫定行政と移行期における法関係——東ティモールを例に

滝澤美佐子(桜美林大学)

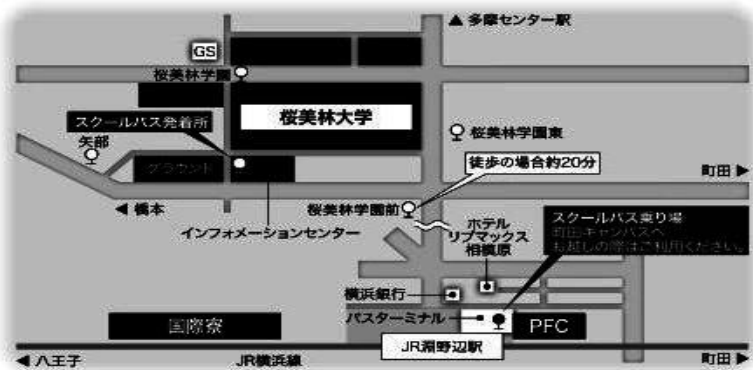
国際連合(国連)はこれまでいくつかの国々で国家創設のための移行期に暫定的な行政にかかわってきた。ナミビア、カンボジア、東ティモールなどがあげられ、そのほか欧州連合(EU)等地域機構との役割を分担しながらボスニアやコソボの暫定行政にも関与してきた。そうした地域において、移行期における法は、和平協定、慣習国際法や国際条約、国連の暫定行政を根拠づける国連安全保障理事会決議の他、国連の暫定行政のためのミッションが新たに制定する規則が適用されることになる。同時に、国内法は新憲法の制定、従来からの国内法の継続や停止に加え、伝統的な紛争解決等にかかわる慣習法も存在する。このように、法的に多元的で、変化を伴う状況が、暫定行政の期間とそれ以降、続いていくことになるが、それらの相互の関係はどのように整理され、調整されていくのだろうか。

報告では、暫定行政の際の法関係について概略的に述べた後、東ティモールの事例を先行研究や国連文書等に基づいて検討していきたい。本報告は、先行研究に基づいて、暫定行政時の法的構造や法的関係、法の多層性に関する問題提起という形をとるため研究ノートの内容を出さない。そのため、短い時間での報告となることをお許しいただきたい。

会場までのアクセス

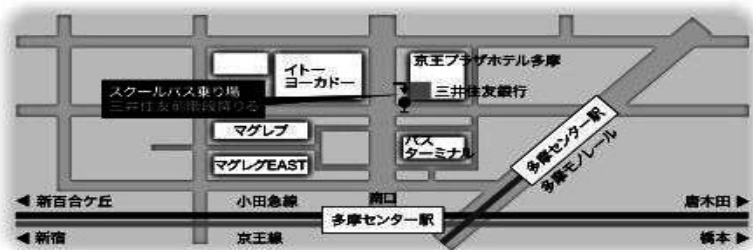
■桜美林大学 町田キャンパス

淵野辺駅 スクールバス乗り場  
JR横浜線「淵野辺」駅よりスクールバスで約8分



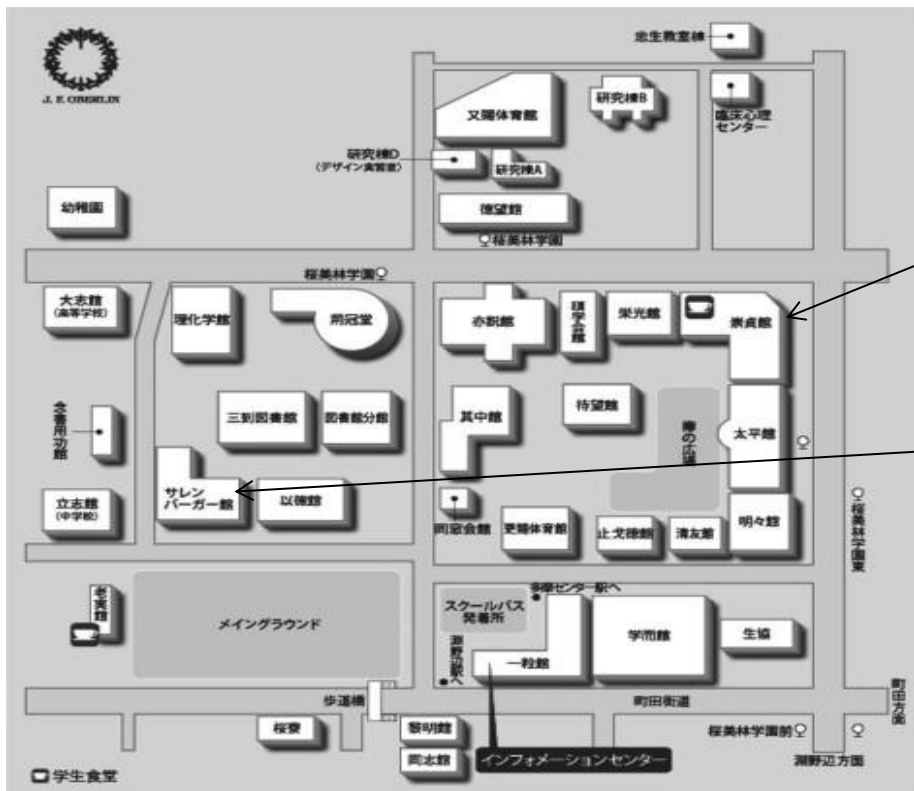
○JR 横浜線淵野辺駅よりスクールバスで約 8 分  
(約 10 分間隔で運行)

多摩センター駅 スクールバス乗り場  
京王線・小田急線・多摩モノレール線「多摩センター」駅よりスクールバスで約20分



○京王線・小田急線・多摩モノレール線多摩センター駅よりスクールバスで約 20 分  
(9 時台は 10・25・40・55 分発)

研究大会及び懇親会会場



懇親会会場  
(1F 桜カフェ)

研究大会会場  
(1101 教室)